

承認第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年2月7日 提出

熊本県阿蘇郡西原村長 吉 井 誠

専第8号

令和5年度 西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月20日 専決

熊本県阿蘇郡西原村長 吉井 誠

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合 計	112,965	0	112,965

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業費		112,965	0	112,965
	1. 営業費用	72,053	2,178	74,231
	3. 予備費	3,539	△2,178	1,361
歳 出	合 計	112,965	0	112,965

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
歳入合計	112,965	0	112,965

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 水道事業費	112,965	0	112,965	0	0	0	0
歳出合計	112,965	0	112,965	0	0	0	0

(歳出)

(款) 1. 水道事業費 (項) 1. 営業費用

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 業務費	72,053	2,178	74,231	0	0	0	2,178	14. 工事請負費	2,178	秋田原水源地2号仮設取水ポンプ設置工事
計	72,053	2,178	74,231	0	0	0	2,178			

(款) 1. 水道事業費 (項) 3. 予備費

1. 予備費	3,539	△2,178	1,361	0	0	0	△2,178			
計	3,539	△2,178	1,361	0	0	0	△2,178			